

使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(四街道市営霊園条例の一部改正)

第1条 四街道市営霊園条例(昭和55年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中「13,800円」を「14,050円」に、「18,900円」を「19,250円」に改める。

(四街道市使用料条例の一部改正)

第2条 四街道市使用料条例(昭和61年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1温水プールの項(2)専用使用の場合の目中「21,000円」を「21,380円」に、「10,500円」を「10,690円」に、「15,750円」を「16,040円」に、「7,860円」を「8,000円」に、「5,250円」を「5,340円」に、「2,610円」を「2,650円」に改め、同表の2文化セ

ンターの項(1)ホール等基本使用料の目中

20,860	27,820	20,860	83,470
25,030	33,380	25,030	100,160
1,290	1,720	1,290	5,190
510	680	510	2,040
700	940	700	2,830
700	940	700	2,830
900	1,200	900	3,610
1,290	1,720	1,290	5,190

を

21,240	28,330	21,240	85,010
25,490	33,990	25,490	102,010
1,310	1,750	1,310	5,280
520	690	520	2,070
710	950	710	2,880
710	950	710	2,880
910	1,220	910	3,670
1,310	1,750	1,310	5,280

に改め、同項(2)会議室等基本使用料の目中

2,390	3,190	2,390	9,580
2,390	3,190	2,390	9,580
3,600	4,810	3,600	14,430
1,190	1,590	1,190	4,790
1,190	1,590	1,190	4,790
2,390	3,190	2,390	9,580
1,990	2,660	1,990	7,980
3,400	4,530	3,400	13,600
1,110	1,480	1,110	4,440
1,370	1,820	1,370	5,480
1,110	1,480	1,110	4,440
2,230	2,980	2,230	8,940
4,760	6,350	4,760	19,070
3,570	4,760	3,570	14,300
1,190	1,580	1,190	4,760
1,320	1,750	1,320	5,280
1,320	1,750	1,320	5,280
2,880	3,840	2,880	11,530
2,860	3,810	2,860	11,440

2,430	3,240	2,430	9,750
2,430	3,240	2,430	9,750
3,660	4,890	3,660	14,690
1,210	1,620	1,210	4,870
1,210	1,620	1,210	4,870
2,430	3,240	2,430	9,750
2,020	2,700	2,020	8,120
3,460	4,610	3,460	13,850
1,130	1,500	1,130	4,520
1,390	1,850	1,390	5,580
1,130	1,500	1,130	4,520
2,270	3,030	2,270	9,100
4,840	6,460	4,840	19,420
3,630	4,840	3,630	14,560
1,210	1,600	1,210	4,840
1,340	1,780	1,340	5,370
1,340	1,780	1,340	5,370
2,930	3,910	2,930	11,740
2,910	3,880	2,910	11,650

を

に改

め、同項(3)展示ホールの基本使用料の目中

3,140	15,700	3,140	15,700	3,140	15,700	9,450	47,250
-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------

3,190	15,990	3,190	15,990	3,190	15,990	9,620	48,120
-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------

改め、同表の3国民保養センター鹿島荘の項中「610円」を「620円」に改め、同表の4市営霊園の項(3)霊園一時使用料の目ア墓地の節中「600円」を「610円」に改め、同目イ管理棟和室の節中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表の6都市公園の項(1)公園使用料の目ア行為使用料の節中「3,150円」を「3,200円」に改め、同項(2)有料公園施設使用料の目イ庭球場使用料(1面につき)の節中「840円」を「850円」に、「620円」を「630円」に、「630円」を「640円」に改め、同目ウ野球場の節(ア)中「2,100円」を「2,130円」に、「6,300円」を「6,410円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「3,150円」を「3,200円」に、「4,200円」を「4,270円」に、「42,000円」を「42,770円」に改め、同節(イ)中「1,570円」を「1,590円」に、「

780円」を「790円」に改め、同目エ野球場附属施設使用料の節(ア)中「1,050円」を「1,070円」に、「2,100円」を「2,130円」に、「3,150円」を「3,200円」に改め、同節(イ)中「3,150円」を「3,200円」に改め、同目オ運動場使用料の節中「1,570円」を「1,590円」に、「790円」を「800円」に、「15,700円」を「15,990円」に、「7,870円」を「8,010円」に改め、同目カ運動場附属設備使用料の節中「附属設備」を「附属設備」に、「1,050円」を「1,070円」に、「2,100円」を「2,130円」に改め、同目キ総合公園体育館の節(ア)中

4,200円	6,300円
2,510円	3,770円
1,670円	2,500円
21,000円	31,500円
21,000円	31,500円
84,000円	126,000円
1,390円	2,080円
830円	1,250円
550円	820円
6,980円	10,460円
6,980円	10,460円
27,930円	41,890円
1,240円	1,870円
730円	1,110円
480円	720円
6,200円	9,350円
6,200円	9,350円
25,060円	37,600円
1,240円	1,870円
730円	1,110円
480円	720円
6,200円	9,350円
6,200円	9,350円
25,060円	37,600円
1,240円	1,870円
730円	1,110円
480円	720円
410円	620円
410円	620円

4,270円	6,410円
2,550円	3,840円
1,700円	2,540円
21,380円	32,080円
21,380円	32,080円
85,550円	128,330円
1,410円	2,110円
840円	1,270円
560円	830円
7,100円	10,650円
7,100円	10,650円
28,440円	42,660円
1,260円	1,900円
740円	1,130円
480円	730円
6,310円	9,520円
6,310円	9,520円
25,520円	38,290円
1,260円	1,900円
740円	1,130円
480円	730円
6,310円	9,520円
6,310円	9,520円
25,520円	38,290円
1,260円	1,900円
740円	1,130円
480円	730円
410円	630円
410円	630円

を

に改

め、同節(ウ)中「付属設備」を「附属設備」に、「510円」を「520円」に改め、同表の7鹿放ヶ丘ふれあいセンターの目中「1,840円」を「1,870円」に、「550円」を「560円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「3,000円」を「3,050円」に改め、同表の8公民館の目(1)四街道公民館の節中

2時間	1,920円
2時間	230円
2時間	370円
2時間	550円
2時間	660円

を

1時間	970円
1時間	110円
1時間	180円
1時間	280円
1時間	330円

に改

め、同目(2)千代田公民館の節中

2時間	1,770円
2時間	440円
2時間	340円
2時間	110円
2時間	440円
2時間	330円
2時間	440円
2時間	520円
2時間	440円
1回につき	2,500円
1回につき	3,500円

を

1時間	900円
1時間	220円
1時間	170円
1時間	50円
1時間	220円
1時間	160円
1時間	220円
1時間	260円
1時間	220円
1回につき	2,540円
1回につき	3,560円

に改め、同目(3)旭公民館の節中

2 時間	1,670 円	を	1 時間	850 円	に改
2 時間	210 円		1 時間	100 円	
2 時間	230 円		1 時間	110 円	
2 時間	460 円		1 時間	230 円	
2 時間	510 円		1 時間	260 円	
2 時間	890 円		1 時間	450 円	
2 時間	210 円		1 時間	100 円	
2 時間	620 円		1 時間	310 円	
2 時間	480 円		1 時間	240 円	

め、同表の 9 南部総合福祉センターわろうべの里（ふれあいセンター）の目中「1,700 円」を「1,730 円」に、「820 円」を「830 円」に、「2,000 円」を「2,030 円」に、「3,000 円」を「3,050 円」改める。

（四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正）

第 3 条 四街道市休日夜間急病診療所条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「1,570 円」を「1,590 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項及び第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（四街道市営霊園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の四街道市営霊園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入の義務が発生した管理料（市外居住者の管理料を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納入の義務が発生した管理料については、なお従前の例による。

（四街道市使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に、施行日以後の公の施設の使用に係る申請を行うときに適用する使用料は、第 2 条の規定による改正後の四街道市使用料条例に規定する使用料とする。ただし、令和 5 年 9 月 30 日までにを行った施行日以後の別表 1 の 2 文化センターの使用に係る申請にあつては、第 2 条の規定による改正前の四街道市使用料条例に規定する使用料を適用する。

（四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の四街道市休日夜間急病診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料について

は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。